

「がましん代理人登録サービス」利用規定

令和7年4月現在
(令和7年4月1日施行)

1. (「がましん代理人登録サービス」の内容)

(1) 「がましん代理人登録サービス」とは

「がましん代理人登録サービス」(以下、本サービスという。)とは、万一、預金者の認知・判断能力が低下したため当金庫との取引ができなくなる場合に備え、あらかじめ預金者に代わり取引を行う代理人を指定しておくサービスをいいます。

(2) 代理人による取引開始

代理人は、預金者が認知症になった内容の診断書および預金者との関係が分かる書類を、当金庫所定の書類とともに届け出たときから、代理人による取引を開始できるものとします。

(3) 利用いただける預金者

申込時に本規定に同意し、本サービスを利用する契約締結能力があると当金庫が認めた預金者に限ります。契約締結能力があることを確認するために、いくつかの質問を行いますのでご了承ください。

2. (本サービス利用の流れ)

(1) 申込時と代理人取引開始時の2回の手続きがあります。

(2) 1回目の手続きは本サービス利用の申込みとなり、預金者と代理人で、一緒にご来店いただきます。お取引に関する重要な説明がございますので、代理人以外の推定相続人様もできる限りご同席ください。その際、預金者との関係が分かる戸籍謄本等(配偶者または血縁関係のある2親等以内の親族であることが分かるもの)、預金者と代理人およびご来店いただく方の本人確認書類をお持ちください。

(3) 本サービスは、預金者の口座開設店のみの取扱いとさせていただきます。ただし入金および記帳はどの店舗でもお取り扱いいたします。当金庫の複数店舗でお取引がある場合は、本サービス利用申込み店舗のお取引のみが対象となりますので、この機会におまとめください。

(4) 2回目の手続きは代理人取引開始の申出となり、代理人に来店いただきます。

- (5) 2回目の手続きは、医師の診断書、預金者との関係が分かる戸籍謄本等（配偶者または血縁関係のある2親等以内の親族であることが分かるもの）、代理人の本人確認書類、預金者名義のすべての通帳・証書・キャッシュカードが必要になります。
- (6) 医師の診断書は預金者が認知症になった旨の記載が必要になります。
- ただし軽度認知障害（MC I）は、対象外となります。
- (7) 代理人取引の開始は、2回目の手続きで、代理人取引の開始を申し出いただいた後からとなります。
- (8) 代理人が当金庫に医師の診断書を提出することについて、あらかじめ預金者の同意をいただいたものとします。
- (9) 代理人取引開始後は、預金者による取引には応じられません。
- (10) 本サービス利用の申込みが行われていない店舗における預金者のお取引につきましても、代理人取引開始後においては、お取引の一部または全部を制限させていただくことがあります。

3.（本サービスの内容）

（1）代理人の指定

- ① 代理人は、戸籍上の配偶者または血縁関係のある2親等以内（※）の成年の親族から指定できます。代理人は預金者が責任を持って指定してください。
- ※ 血縁関係のある2親等以内の親族とは、子、孫、父母、兄弟姉妹、祖父母になります。
- ② 代理人は1名のみ指定可能です。

（2）代理人との取引

- ① 指定された代理人は、当座預金を除くすべての預金取引の入出金と新規開設・解約、借入金の返済（手形貸付・証書貸付の随時返済は全額返済に限ります。）、住所・電話番号変更等の諸届、残高証明書発行、自動振替の設定、出資金の譲渡に関して、預金者から一切の行為を委任されたものとします。なお、キャッシュカード、インターネットバンキング、アプリ関連取引は、代理人との取引が開始する時点で解約していただきます。
- ② 代理人は取引の都度、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等、顔写真付きの公的な書類に限ります。）をご提示ください。
- ③ 代理人取引では、出資加入、新規融資取引、インターネットバンキングの利用、キャッシュカードでのお取引はできません。
- ④ 代理人との取引は、預金者の取引店舗（本サービスの申込みを行った店舗）の窓口に限らせていただきます。ただし、入金はその店舗でもお取り扱いいたします。
- ⑤ 自動振替の設定は可能ですが、預金者が支払うべき費用に限ります。

- ⑥ 代理人との取引(現金の出金または預金者名義以外への振込みで預金者名義の預金から支出するもの)に対し、当金庫は取引の根拠となる書面(請求書や領収書)の提示を求めることがあります。
- ⑦ 代理人との取引に対し、疑念や不審な点がある場合、当金庫は取引をお断りすることがあります。
- ⑧ 代理人の取引にあたっては、当金庫が定める各種規定に同意いただいたものとし、当金庫所定の手続きに準じて取引いただきます。
- ⑨ 預金者から指定されている代理人が、さらに他の代理人を指定することはできません。
- ⑩ 代理人による取引開始前に預金者の届け出により代理人が変更され、新たな代理人が選任された場合には、従前の代理人の同意が無くとも、新たに選任された代理人を真の代理人として取引します。

(3) 代理人との責任の範囲

- ① 代理人が行う取引は、預金者自身が行った当金庫との取引と同等の効果が発生します。
- ② 代理人が行った行為によって、後日、紛争等のトラブルが発生しても、代理人の責により解決していただき、当金庫は一切責任を負いません。

(4) 代理人との取引の照会

代理人取引開始後の取引について、預金者の推定相続人から取引履歴照会があった場合、当金庫が応じることについて承諾いただいたものとします。
なお、その際には金庫所定の手数料をお支払いいただきます。

4. (本サービスの変更・利用停止)

(1) 申込内容の変更

預金者の判断により、指定した代理人を解任する場合は、預金者が所定の書類にて当金庫に届け出てください。代理人を変更する場合には、預金者と新たな代理人が一緒にご来店の上、所定の書類にて当金庫に届け出てください。
ただし、「代理人取引開始届」を当金庫に届け出た後は、代理人の変更はできません。

(2) 利用停止(預金者または代理人からの解約申出)

① 「代理人取引開始届」の届出前

預金者が所定の書類を当金庫へ届け出てください。

② 「代理人取引開始届」の届出後

代理人が所定の書類を当金庫へ届け出てください。「代理人取引開始届」を当金庫に届け出た後は、預金者が利用停止を行うことはできません。

5. (解除)

以下の事由がひとつでも生じた場合には、当金庫はいつでも、預金者または代理人に事前に通知することなく、「本サービス」の利用を解除することができるものとします。

- (1) 預金者または代理人が死亡したとき
- (2) 代理人の認知・判断能力が低下したと当金庫が判断したとき
- (3) 代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断したとき
- (4) 預金者に成年後見制度の開始があったとき（以後、成年後見制度による取引に移行します）
- (5) 代理人取引開始後に預金者の認知・判断能力が回復したと当金庫が判断したとき
- (6) 代理人を指定した時点で、預金者の認知・判断能力が低下していたことが後で判明したとき
- (7) その他、当金庫がサービスの提供が相当ではないと判断したとき

6. (家系図)

- (1) 預金者および代理人は、家系図（氏名、住所、生年月日、等）の届出に同意し、当金庫から家族について質問することに同意いただいたものとします。
- (2) 家系図に記入のうえ届出いただきました預金者および代理人以外の方の個人情報（氏名、住所、生年月日、電話番号、等）につきましては、代理人取引開始後に、代理人が認知・判断能力を喪失するなどした場合等の緊急時の連絡にのみ利用させていただきますので、預金者および代理人において該当の方に利用目的をご提示願います。

7. (免責事項)

- (1) 本サービスにより損害等が生じた場合、当金庫の責によるものを除き、当金庫は一切責任を負いません。
- (2) 預金者の死亡、成年後見制度の開始、その他届出事項の変更等があった場合は、速やかに当金庫に届け出てください。所定の書類の届け出がないまま行われた取引、手続きについては、それによって生じた損害等について、当金庫は一切責任を負いません。
- (3) 代理権が終了する事象（預金者の死亡、成年後見制度の開始、等）が発生した後も、当金庫にサービス利用停止等の届け出がない限り、代理人が行った取引は有効であり、それによって生じた損害等について、当金庫は一切責任を負いません。

8.（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、各サービスにかかる規定等により取り扱うものとします。

9.（サービスの終了）

当金庫は、預金者または代理人へ通知することなく本サービスの全部または一部を変更・停止することがあります。この場合、本サービスの利用期間中であっても、本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以上